

会 議 録					
行田市教育委員会 令和7年第2回2月定例会					
招集年月日	令和7年2月6日(木)		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	2月6日(木)	午後 2時00分	教育長 渡辺 充	
	閉会	2月6日(木)	午後 3時02分	教育長 渡辺 充	
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山 高彦				
3	大竹 洋平				
4	大木 華子				
5	田口 路子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	細谷 博之	書記長	岡部 将弘		
学校教育部参事	中島 淳	書記次長	上野恵美子		
生涯学習部長	中村 和則	書記	萩原 宏幸		
学校教育部次長 兼教育指導課長	石崎 昌稔				
生涯学習部次長兼図書館長 兼視聴覚ライブラリー館長	松田 正				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
生涯学習課長	近藤 隆洋				
スポーツ振興課長	野口 啓司				
文化財保護課長	酒井 春彦				
教育文化センター所長 兼中央公民館長	新井 大				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
学校教育部副参事	大野 三佳				
教育支援センター所長	篠田 豊和				

会議事件名	顛末
<p data-bbox="212 443 244 1626">会議の進行状況</p> <p data-bbox="280 1688 641 1861">報告第1号 行田市文化財保存活用地域 計画（案）の決定、市民意見 募集について</p>	<p data-bbox="667 304 1493 427">教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。</p> <p data-bbox="667 495 1075 573">教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。</p> <p data-bbox="667 640 1493 860">教育長 本日の会議日程は報告1件、議案4件である。議案第3号、議案第4号及び議案第6号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、議案第5号については、公開としてよろしいか。</p> <p data-bbox="711 927 880 958">【全委員承認】</p> <p data-bbox="667 1070 1493 1193">教育長 日程に先立ち、1月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p data-bbox="667 1261 1007 1339">書記次長 1月定例会会議録報告</p> <p data-bbox="667 1406 991 1485">教育長 何か意見等はあるか。</p> <p data-bbox="711 1552 880 1583">【全委員承認】</p> <p data-bbox="667 1695 1064 1727">教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p data-bbox="667 1794 1493 1962">文化財保護課長 本計画の策定の主旨については、行田市の様々な文化財を一体的かつ総合的に保存・活用し、より豊かな暮らしと地域文化の創出を図り、行田市の未来を切り開いていくことを目的とし</p>

		<p>ており、そのための基本方針と行動計画を定めようとするものである。</p> <p>策定による効果については、地域全体の文化財の把握と活用の推進、また、中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による地域住民や行政全体でのビジョンの共有、さらには地域への誇り、シビックプライドの醸成などが期待できるところである。</p> <p>計画の位置づけについては、文化財保護法に定められた法定計画であり、「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案して作成するものである。また、「行田市基本構想・実施計画」や「行田市教育大綱」を反映させるとともに、本市の歴史文化に関わる様々な個別計画との調整、連携等を図るものである。</p> <p>計画期間については、策定後から10年間としている。</p> <p>本計画により目指していく将来像については、「市域の文化財を自分たちの手で生かしながら未来に伝え、豊かな暮らしと地域の文化を創出する」としている。そして、その将来像へ向かうための4つの方向性として、「文化財の把握」、「文化財を守り伝える」、「文化財の活用」、「地域の歴史文化を育む」を示して、課題等を解決していくための12の方針を定めたところである。</p> <p>また、先程の12の方針に沿って行っていく取組を示しており、85の取組を設定している。取組については、計画的に実施し、10年間で前期・中期・後期と分けており、それぞれの期ごとに振り返り、計画を修正しながら推進していきたいと考えている。</p> <p>この計画の主目的として一体的かつ総合的な保存と活用があるが、その取組の1つの大きなものとして、関連文化財群と文化財保存活用区域の設定がある。これは文化庁の方針でもあり、地域の歴史文化の特徴を活かした文化財のストーリーを構築し、点でしかない文化財を大きく結びつけ、関連文化財群として価値を創出するとともに、特に重要な地域を文化財保存活用区域として設定するものである。今回行田市としては、5つの歴史文化の特徴を選定している。それに合わせた関連文化財群を抽出し、また、その群の一部と日本遺産のストーリーを合わせて「武士のまち」から「足袋のまち」へということを主題として、文化財保存活用区域を設定している。関連文化財群も文化財保存活用区域もそれぞれ同じようにストーリーに合わせた保存活用を設定し、取組を実施していこうとするものである。</p> <p>次に、事前にいただいた質問に対して回答する。</p>
--	--	--

		<p>(質問)</p> <p>方針1～方針12に様々な取組が書かれているが、この計画の10年間の総予算はどの程度になるのか。</p> <p>(回答)</p> <p>本計画で示した取組は、現状の継続のもの、新規のもの、さらには、継続していく中で内容を精査して変更していくものがあり、現状において10年間の予算については試算が難しい状況となっている。</p> <p>(質問)</p> <p>令和5年3月29日に行われた文化庁調査官による現地視察はどこを視察し、どのような意見があったのか。</p> <p>(回答)</p> <p>文化庁調査官1名が来訪し、郷土博物館、埼玉古墳群、日本遺産ガイダンスセンターを中心とする足袋蔵がある市街地などを文化財保護課長、学芸員とともに視察を行った。</p> <p>調査官の意見として、行田はポテンシャルが多く、活用に向けての取組をしっかりと作成することが必要との意見をいただいた。</p> <p>また、作成中の計画についての修正提案事項、進捗の確認などが行われた。</p> <p>(質問)</p> <p>複数か所で「未指定文化財」という言葉が使われているが、「未指定文化財」とはどういうものか。</p> <p>(回答)</p> <p>文化財のうち、調査の結果、歴史的または美術・技術的価値が高く希少性などから特に保護をはかる必要がある文化財について国・県・市の規定により指定または登録の措置がとられている。</p> <p>「未指定文化財」は、希少性の部分等で特に保護の措置まではいかないもの、又は、把握のみで調査が行われていないものが該当することとなる。今後の調査の進展などにより指定となる文化財を含んでおり、今後、指定にすべきリストづくりが重要となり、当該リスト化も計画における取組の1つとなっている。</p> <p>(質問)</p> <p>パブリックコメント実施の周知について、市民にどのような方法で周知するのか。幅広い層を巻き込めるようにアナウンス</p>
--	--	---

		<p>することを期待する。</p> <p>(回答)</p> <p>他のパブリックコメントと同様に市のホームページでの公開および本庁舎の市政情報コーナー、南河原支所での計画書の配架により周知を図っていく。</p> <p>なお、委員のご意見のとおり、今後の計画の推進にあたっては幅広い層の市民の皆様のご理解とご協力が不可欠となるため、最終的に計画が策定された後は、市報をはじめ、あらゆる媒体及び様々な機会を通じて計画を周知するとともに、皆様が把握しやすいように概要版なども作成を予定している。</p> <p>(質問)</p> <p>第2次教育大綱、第3次教育大綱(素案)に基づいたものなのか。また、第3次教育大綱施行後、改訂はされるのか。</p> <p>(回答)</p> <p>計画の策定にあたっては、第2次教育大綱を踏まえ、基本理念「郷土に誇りをもち 未来を切り拓く人材をはぐくむ」と基本方針5の「歴史と文化を活かした教育の推進」に基づき、「郷土学習の推進支援」や「博物館を活用した授業の実施」などの取組を盛り込んでいる。</p> <p>今後作成される第3次教育大綱については、本計画の前期の振り返りの中で改訂等の調整を図っていきたいと考えている。</p> <p>(質問)</p> <p>本文中に参考文献の記述がある箇所があるが、巻末等へ参考文献の掲載予定はあるのか。</p> <p>(回答)</p> <p>巻末に、第4章に関わる「文化財調査報告文献一覧」を掲載している。その他の章で引用した資料について、参考文献として掲載を検討していく。</p> <p>(質問)</p> <p>「本丸球場」を表す「グラウンド」や「野球場」などの記述があるが、混乱を避けるためにも用語の統一が検討できないか。</p> <p>(回答)</p> <p>統一させていただく。</p> <p>(質問)</p> <p>学校の校歌の歌詞に地域を表現するものがある。学校再編成が進む中で、地域住民に愛された校歌を歴史の史料として保存することはどうか。</p>
--	--	---

	<p>議案第5号 行田市立小・中学校の令和7年度学校給食年間実施計画について</p>	<p>(回答)</p> <p>学校校歌は、各校のアイデンティティを語るとともに、その地域を表す資源と考える。現在、教育委員会としては学校再編の過程において、学校資料の収集を行っており、校歌も適切に保存していきたいと考えている。</p> <p>以上が委員の方の質問に対する回答となる。</p> <p>なお、計画案に関しては、文化庁とも共有しており、随時意見をいただき反映しているところである。</p> <p>続いて市民意見募集の概要について説明する。</p> <p>募集期間は、2月10日(月)から3月11日(火)までの1か月間を予定し、計画案の閲覧場所は市ホームページ及び本庁舎2階の市政情報コーナー、南河原支所となっている。</p> <p>意見の提出できる方や提出方法、公表等は、市で行う他の市民意見募集と同様の取扱いとしている。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読 学校給食センター所長</p> <p>本案は、行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第6条第2項に、年間の給食実施回数は、教育委員会が定めるものとするとして規定されていることから、令和7年度学校給食年間実施計画案によりご審議いただくものである。</p> <p>まず年間給食実施回数は、同条例施行規則第6条第1項に、給食は年間を通じて、原則として週5回を授業日の昼食時に実施するものとするとして規定されていることから、合計190回の給食を提供するものである。</p> <p>次に各学期の給食開始日と終了日を定めたものである。なお、年間給食実施回数及び各学期の給食開始日及び終了日については、学校の授業日及び授業時間が関係することから、教育指導課と協議し、提案したものである。</p> <p>次に給食費の額については、同条例施行規則第7条の規定に</p>
--	--	--

	<p>議案第3号 令和6年度一般会計教育費 補正予算について</p>	<p>基づくものである。小学校第1学年児童の給食費と、中学校第3学年の生徒の給食費については、それぞれ4月と3月の当該学年の給食の提供日が少ないことから、給食費の月額を半額とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>大木委員 給食費は前年と変わらないとのことで、現在の物価高騰の中で様々な工夫を行っていると思うが、給食の質や量が著しく下がることはないか。</p> <p>学校給食センター所長 食材の価格は上昇しているが、給食センターとしては、質、量及び栄養バランスを維持しながら、提供していくことを考えている。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 まず、歳出について説明する。 10款 教育費2088万9千円の追加である。 1項教育総務費2目事務局費の22節返還金は、過去の学校施設整備にあたり、受け入れた国庫補助金相当額を国に納付するものである。これは旧太田東小学校について、跡地活用の検討の結果、民間事業者の有償で貸し付けることとなったことから、それに伴い、財産処分の手続きが必要となったもので、受け入れた国庫補助金相当額を国に納付するものである。 5項保健体育費3目学校給食センター費、学校給食センター管理運営費の10節賄材料費は、物価高騰に伴う給食の食材費</p>
--	--	---

	<p>議案第4号 令和7年度一般会計教育費 予算について</p>	<p>の上昇により、不足が見込まれることから、措置するものである。</p> <p>続いて、歳入について説明する。</p> <p>19款繰越金は、補正財源として、前年度繰越金を措置するものである。</p> <p>次に、繰越明許費について説明する。</p> <p>1つ目、中学校設備改修事業は、太田中学校および埼玉中学校の受水槽の更新工事について入札が不成立となったことから、繰越措置を講じるものである。これらの更新工事については、昨年11月に入札を公開したが、建築技術者の不足および機器の調達に期間を要することなどを理由に入札に参加する事業者がなく、入札が不成立となったことに加え、工事完了までに5か月程度の期間を要することから、年度内での工事完成が見込めない状況となっており、については新年度の早い時期に着手することで、機器の調達を含めた工事期間の確保を図り、事業を完了させるため、繰越明許費を設定するものである。</p> <p>2つ目、埼玉県行田市地方庁舎設備更新事業は、埼玉県が実施する行田市地方庁舎ほか、電気設備更新工事について、原材料の不足により今年度中に工事を完了することが困難となったため、市が工事費の2分の1を負担し、埼玉県に支払う予定であった埼玉県行田市地方庁舎施設管理費負担金について、繰越明許費を設定するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育部長 議案第4号について、教育費の概要及び学校教育部所管に関わる歳出予算を説明する。</p> <p>生涯学習部長 議案第4号について、生涯学習部所管に関わる歳出予算を説</p>
--	--	---

		<p>明する。</p> <p>教育総務課長 議案第4号について、歳入予算を説明する。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 市の総予算に対する教育費の割合が令和6年度は10.8%であるが、令和7年度は12.3%と増えており、市が教育に重点を置いているのを感じる。 水泳事業が拡大されているが、これは今年度と比較して何校増えるのか。</p> <p>学校教育部長 2年間、令和5年度と令和6年度で2校ずつ増えており、今年度は4校が実施しており、来年度についてはさらに2校追加され全部で6校になる予定である。</p> <p>鹿山委員 害虫防除委託料が小中学校の方に計上されていないが、害虫とは蜂などを想定されていると思うが、学校で子どもたちが刺されても、先生が駆除するのも危険のため、専門の業者に委託することが必要ではないか。</p> <p>教育総務課長 学校については、手数料の中で害虫駆除の手数料を見込んでおり、必要に応じて害虫駆除を業者に依頼している。</p> <p>鹿山委員 学校薬剤師の人数が14人になっているが、昨年1人減ったので、現在は13人ではないか。</p> <p>教育指導課長 人数については、ご指摘のとおりだが、予算については学校数に応じて計上している。</p>
--	--	--

	<p>議案第 6 号 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>大木委員 本市において教育に関しての予算が手厚く措置いただいていると思うが他の自治体と比較するとどうなのか。</p> <p>教育総務課長 ただ今手元に資料等がないため、後ほど別途資料を用意し回答する。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長 今回の議案の主旨であるが、埼玉県指定記念物一里塚の樹木の枝折れによる車の損傷に伴う損害賠償額の決定と和解について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 31 日付けをもって専決処分をしたため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めようとするものである。</p> <p>処分の内容については、初めに、相手方は、神奈川県伊勢原市下谷 1381 番地 11 の坂口 健氏である。</p> <p>次に、事案の概要だが、令和 6 年 9 月 18 日午後 7 時頃、佐間 3 丁目にあるアズビル TACO 株式会社埼玉工場敷地内において、市が管理する一里塚の樹木が幹の腐食により太い枝が折れ、付近の駐車場に駐車中であつた相手方の車両の上に落下し、へこみや傷などの損害を与えたものである。</p> <p>次に、損害賠償の額及び和解内容についてであるが、本市は本件事故による相手方の損害額として、損害賠償金 2,642,386 円を支払うものである。</p> <p>また、相手方、坂口 健氏は、本市に対し本件事故について上記の損害賠償額以外はいかなる損害賠償も請求しないことで和解をしようとするものである。</p> <p>なお、損害賠償金については、市で加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」により全額支払うものである。</p> <p>本事案については、文化財保護課としても大変憂慮すべき問</p>
--	--------------------------------------	--

		<p>題と考えており、今後はより一層文化財の適切な管理に向けた職員一人一人の意識の向上を図るとともに、管理体制の見直しと文化財のより良い保存に向けた必要な措置を行うよう、徹底してまいりたい。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和7年3月26日（水） 午後2時00分  
行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員